平成２８年（フ）第６８５号
静岡市清水区三保1796番地の12
債務者　山梨　薫巳
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８６号
静岡市清水区三保1796番地の12
債務者　山梨真由美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６号
静岡市葵区新間692番地
債務者　前田　清美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１６号
東京都三鷹市深大寺１丁目１－６－201
債務者　野上　圭以
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１８３号
東京都足立区島根２丁目37－10－101
債務者　古谷野かつ子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１８４号
東京都江東区塩浜２丁目５－16　塩崎荘
債務者　高橋　智一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１９３号
東京都足立区栗原４丁目16－15－303
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２０３号
東京都品川区二葉４丁目15－７　ユーフォリア１　206
債務者　小笠原沙優実
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２０６号
東京都足立区保木間１丁目18－11　第二文楽荘201
債務者　石井　節子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２０８号
東京都杉並区井草２丁目17－８－304
債務者　茂木　浩一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２０９号
東京都大田区矢口２丁目28－12－201
債務者　溝口真由美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２１０号
東京都江東区大島３丁目20－13－301
債務者　樋口　裕一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２１４号
東京都杉並区荻窪３丁目13－15－201
債務者　宮田　香織
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２０号
東京都墨田区墨田２丁目39－５－301
債務者　藤井　重男
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２２号
東京都練馬区平和台３丁目15－４－303
債務者　吉弘　妃住
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２３号
東京都豊島区長崎３丁目３－16－103
債務者　齋藤　　忍
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部